

平成24年 教育委員会第17回定例会 会議録

日 時 平成24年10月9日（火） 午後3時00分～午後4時03分
場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 報告

【子ども総務課】

- (1) 第3回区議会定例会報告
- (2) 麴町保育園について

【指導課】

- (1) 指導課事業の進捗状況について

第 2 その他

出席委員（5名）

教育委員長	中川 典子
教育委員長職務代理者	近藤 明義
教育委員	市川 正
教育委員	古川 紀子
教育長	山崎 芳明

出席職員（8名）

子ども・教育部長	高山 三郎
次世代育成担当部長	保科 彰吾
参事（子ども健康担当）	木村 博子
子ども総務課長事務取扱 子ども・教育部参事	高橋 誠一郎
子ども施設課長	辰島 健
児童・家庭支援センター所長	山下 律子
学務課長	平井 秀明
指導課長	佐藤 興二

欠席職員（1名）

子ども支援課長	依田 昭夫
---------	-------

書記（2名）

総務係長	小宮 三雄
総務係員	鶴田 優子

中川委員長 開会に先立ち、本日、傍聴者から傍聴申請があり、傍聴を許可していることをご報告しておきます。
ただいまから、平成24年教育委員会第17回定例会を開催いたします。
本日、依田子ども支援課長は、他の会議に出席のため欠席です。
今回の署名委員は古川委員にお願いいたします。

古川委員 承知しました。

◎日程第1 報告

子ども総務課

(1) 第3回区議会定例会報告

(2) 麴町保育園について

指導課

(1) 指導課事業の進捗状況について

中川委員長 日程第1、報告に入ります。

子ども総務課長 初めに、子ども総務課長より報告願います。
それでは、子ども総務課から2点ございます。
現在開会中の第3回区議会定例会におけます教育委員会関係の質問についてのご報告と、麴町保育園について2点についてご報告申し上げます。
まず、第3回区議会定例会におけます教育委員会関係質問についてでございます。
代表3会派から質問がございました。
1つ目は、新しい千代田の河合良郎議員から子育て施策について、麴町保育園の建てかえについてのご質問がありまして、区長から答弁を申しあげました。この件につきましては、また後ほどご報告申し上げます。
2つ目、共産党の飯島和子議員から保育環境の整備についてのご質問がございます。その中で、保育の質の確保について質問がありました。次世代育成担当部長からは、保育の量的拡大のみではなく、栄養士や看護師の人件費補助制度を設けるなど、保育の質的向上に努めていくという答弁をいたしました。そして、2ページ目の上段に書いておりますが、保育供給計画につきましては、平成22年4月に保育園の待機児童発生を受け、その後、保育の供給計画を見直したところで、当然保育園の在園児が増えれば、その分、学童クラブの需要が増えるので、それに沿った形での見直しを図っていく旨をお答えいたしました。
そして、神田保育園は平成25年4月に新しい場所に移るのですが、関係の運営形態については、もうしばらく時間の猶予を頂戴したい旨の答弁をいたしました。
3つ目は、公明党の山田ながひで議員から小・中学校の教育学力についてといじめ問題についてのご質問がございました。
まず、区長から、いじめ問題についての区長の考え方、見解をお伝えし、

教育長からは、学力についての考え方、とりわけ「基礎学力」と「学力の基本」の違い・関係、そして「確かな学力」を育てていくためには、「ゆとり教育」本来の趣旨を踏まえた基礎的な知識・技能の習得とともに取り組んでいくことが肝要ではないかとお答えいたしました。

いじめの関係でございますが、携帯電話等によるいじめについてどういう取り組みをしていくかということに関しまして、子ども・教育部長から、子どもたちの発達段階に応じた情報モラルについての指導を行うとともに、心の教育を充実していく旨のお答えをいたしました。

また、児童虐待につきましても、引き続き地域全体で子どもたちを見守る体制の強化、虐待の未然防止のためのプログラムの実施等を進めていくというお答えをいたしました。

以上が代表質問の対応でございます。

続きまして、一般質問でございます。

1つ目、千代田の声の寺沢文子議員からは、国が無償配布しております副読本についてと安全で健康につながる食の問題についての関連で、学校給食の牛乳提供についてのお尋ねがございました。

区長から、食生活全般についての区長の見解をお伝えし、教育長から、文部科学省が児童・生徒に無償配布している刊行物についての説明と、なお書き以下でございますが、「なお、国が作成し配布する教材等については、それを廃止すべきかどうかについては、教育委員会としては判断しかねます」といった旨のご答弁をいたしました。

子ども・教育部長から、牛乳及び給食についての考え方について、これからも安全・安心な食の提供に努めていくといった旨のお答えをいたしました。

2つ目、自民党の松本佳子議員から、麴町地域認可保育所の整備についてといじめについてのご質問がございました。

前者は、前日の新しい千代田の代表質問の区長答弁を受けて、改めて旧麴町保育所の整備についての再確認の質問でございました。後者のいじめについての質問ですが、区長の答弁は記載のとおりでございます。

加えて、教育長にもそれにかかわる部分についての質問がございましたので、教育長の答弁も記載しております。

また、いじめに対する区の取り組みについて、区長からご答弁を申し上げ、子ども・教育部長から、現在の区のいじめに対する具体的な取り組みについてご説明いたしました。

3つ目、民主党の岩佐りょう子議員からは、千代田区要保護児童対策地域協議会についてと放射線汚染に関する区の姿勢について質問がございました。

次世代育成担当部長から、要保護児童対策地域協議会に関して、現在の取り組みについて答弁し、子ども・教育部長からは、放射線量測定についての現在の取り組みについての答弁いたしました。加えて、地域保健担当部長で

ある保健所長からは、この放射線対策について補足の答弁をいたしました。

4つ目、新しい千代田のはやお恭一議員から、「千代田区の中等教育将来像」に基づく中学校づくりを推進してきたの成果と課題についての質問と少子化を踏まえた今後の中等教育の方向性についての質問がございました。

区長から、少子化を踏まえた、今後の中等教育の方向性についてお伝えいたしました。在来中学校2校と区立中等教育学校体制を堅持することを基本にしつつ、児童数の減少という現実を受けとめながら、より適切な教育活動をするように働きかけていくといった答弁をいたしました。

教育長から、中等教育将来像の総括ということで、これまでの成果を申し上げ、中等教育の将来に示した目標の達成は一定の成果はあったけれども、これからもさらなる公教育の充実に取り組んでいくといった旨のお答えをしたところでございます。

以上が定例会報告の概略でございます。

続きまして、麴町保育園についてでございます。

先ほども申し上げましたとおり、麴町保育園につきましては、2名の議員の方から質問がございました。まず河合議員の代表質問の内容をテープ起こしで、一言一句たがわず記載したものを配布させていただきました。

1点目、これまで麴町保育園の改修に当たっての経緯についての質問に加え、区長に改めて聞くという形で、区立麴町保育園の建替えに伴う運営手法や施設規模についての考え方を求められております。

2点目、区立保育園の仮園舎を待機児童対策のために本園舎へ移転後も、引き続き保育所として仮園舎を有効活用していく方向で検討する考えはあるのかということ。

3点目として、三番町仮園舎を引き続き保育所として有効活用していくための法的な手続などの課題について答えてほしいという質問がございました。

区長答弁は記載のとおりでございまして、とりわけ、下線部「麴町保育園は公設公営の保育園として定員は100名前後として定員の弾力化を図ることを考えております」といった答弁と、三番町の仮園舎については、「当面存続できるように知恵を働かしたいと思います」という答弁をいたしました。

この2点が、これまで教育委員会でも重ねてご報告してきた内容と違ってお答えをしたというところでございます。

続きまして、松本議員の一般質問でございますが、こちらは1ページ目から8行目をご覧くださいと思います。

「それが昨日の新しい千代田の代表質問では、区長は今までの行政計画を大きく変える答弁をされております。そこで、区長に昨日の答弁をまず確認させていただきます。ひとつ、現三番町にある麴町保育園は、一番町に戻して公設公営の保育園として整備すること。ふたつ、三番町の仮園舎は保育園舎として引き続き有効活用すること。3つ、定員は100名前後として定員の弾力化を図ること。」これに対しまして、区長答弁は、2ページ下段から記

載のとおりでございます。また、加えて、教育長からは、この区長答弁をいつ確認したかといったことについて、時系列の答弁をしたところでございます。

中川委員長 報告は以上であります。
ありがとうございました。
それでは、まず、第3回区議会定例会報告について、何かご質問がありましたらお願いいたします。
よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中川委員長 特にないようですので、それでは、2番目の麴町保育園について、ご質問がありましたら、お願いいたします。

市川委員 「テープ起こし」という言葉が出てきたんですが、テープ起こしというのは一体どういうことなんですか。

子ども総務課長 議会のやりとりにつきましては、後日、全て公開することになっております。それを記録し、それをいち早く入手して、一言たがわず文字化したものをご理解いただければと思います。

市川委員 ということは、後で出される議事録と差異がないということでしょうか。

子ども総務課長 はい、そのとおりです。

市川委員 それでは、中身の質問をさせていただきたいんですが、いつ知ったのかという教育長の答弁で、「私は昨日知りました」と、こう書いてあるんですが、3行下に「今週水曜日に、私のほか」という言葉が出てくるんですが、この議事録をつくった時点では、誰も間違えないだろうと思うんですが、後になって、それはいつなんだということが必ず問題になるだろうと思います。したがって、教育長答弁にある「私は昨日」というのは何年何月何日のことなんでしょうか。それから、「今週水曜日」というのも、同じく何年何月何日だということをはっきりさせていただきたいのですが。

教育長 順番に行きますと、私のほか、関係部長が区長に招集された日になりますので、9月26日でございます。

それで、私が知った「昨日」というのは、その次の日の9月27日でございます。実際、本会議で河合議員が質問された日が9月27日です。ですから、当日知ったということに、河合議員の質問された本会議の日に知ったということになります。

市川委員 分かりにくいので、もう一度説明をお願いします。

松本議員の質問というのは、9月28日ですよ。

教育長 そうです。

市川委員 それに対する答弁というのが、「私は昨日知りました」というのは9月27日ということですか。

教育長 そうです。

市川委員 26日ではないのですか。

教 育 長 26日は会議があった日です。
 市 川 委 員 それから、「今週水曜日」というのは、9月26日ということですね。
 教 育 長 そうです。
 市 川 委 員 質問の続きですが、これと直接関係あるのか、そこまで議論をするのか分
 かりませんが、そもそも教育委員会で教育長から答弁されるというのは、教
 育委員会、教育長、あるいは教育委員会事務局に保育園の行政事務というの
 が委任されてきたということですよ。だからこういうことになるんだらう
 と思っています。委任を、区長からされた当事者というのは誰になるんでき
 ますか。

子ども・教育部長 教育委員会に権限が委任されている内容は、この関連で申しますと、区長
 から教育委員会に委任されていることは、子育ての推進に関すること、そし
 てもう一つ関連するのは、区立の保育園、児童館及び区立児童・家庭支援セ
 ンターの施設の維持管理に関することです。そして、子育ての推進に関する
 ことには括弧書きがございまして、規則の制定に関するものを除き、要綱等
 については含むということになっております。したがって、教育委員会
 規則以上のものは除くということで、この2つが教育委員会に委任をされた
 と同時に、教育長にこの事務の全てをまた委任という形になっております。

市 川 委 員 そうすると、その事務を処理する権限というのは一体誰なのですか。
 子ども・教育部長 保育園に関しては、例えば設置とか、基本的な事項は、先ほども申したと
 おり、規則以上ということになりますので、区長に権限がそのまま残って
 おります。それから、教育委員会が実施できることに関しては、事業の執行と
 か、建物の維持管理ということになっております。その他は区長に権限が残
 っているという解釈ができます。ただ、この実務を全て行うのは教育委員
 会でございまして、区長との権限のところの若干の曖昧さは当然出てくる
 とは思いますが、規則ではそういうふうになっております。

市 川 委 員 今回の答弁というのはわかりづらいというか、私が今見ているのは、千代田
 区例規集（20年版）なのですが、これによると、規則では、「子育てに関する
 こと」、括弧書きも何もないです。それから、5番目に「区立保育園、区
 立児童館及び区立児童・家庭支援センター施設の維持管理に関する事務」
 と、こうなっていて、要するに教育長に何を委任したとかというのがこの例
 規集に出てこないのですが、どこに教育長に委任したというのが出てくるん
 ですか。

子ども・教育部長 千代田区教育委員会の権限委任に関する規則ができておまして、そこに
 記載されております。

市 川 委 員 私が申し上げたのは、その規則ですよ。
 子ども・教育部長 市川委員がおっしゃったのは、「区長の権限に属する事務の委任に関する
 規則」だと思います。もう一つ、「千代田区教育委員会の権限委任に関する
 規則」というのがございます。その中の第2条の5で、区長の権限に属
 する事務の委任に関する規則の規定により、教育委員会が処理することと
 された事務のうち、次の事項を教育長に委任する。というふうになってお
 りま

す。

市川委員 ということは、教育委員会が教育長に委任したということですか。

子ども・教育部長 そうです。

市川委員 そういうことが今の現下、教育長も教育委員ですが。法的にあり得るんですか。

子ども・教育部長 したがいまして、ここの部分は、区長から教育委員会に委任された中身というのは、いわゆる具体的な子育てに関する事業と、建物の維持管理となっておりますが、その部分については、そのまま教育委員会の権限というよりも、教育長にそのまま事務を委任しているということなので、教育長の権限でできることというのは、おのずから決まってくると思います。

市川委員 おのずから決まるというのは、会話的な言葉で、そんなことで事務を処理するということは考えられないことですよ。何がどうというふうになっていないとおかしいと思います。

それで、今のお答えの矛盾点というのは、それだったら、なぜ条例の施行規則を、教育委員会として、議案として提案して採決することになるんですか。教育長に、教育委員会が事務を委任しているということになるのであれば、委任していることを、教育委員会でまた採決するわけですか。

子ども・教育部長 子育てに関しては、議案ではなく、報告という形で処理をさせていただいております。

市川委員 保育園入園の申請書まで、教育委員会で議決しているんじゃないですか。その時は、申込書の一部内容の変更だったと思いますが。

子ども・教育部長 子ども支援課でありました区長名を教育長名に変更した件のことですが、それは、区長からの意見照会という形で、教育委員会に届き、教育委員会でご議論いただいたという内容です。教育委員会の権限事項として処理をしたわけです。

市川委員 区長には権限がなくて、子育てとか教育行政に関して、今ここで判明にならないんですが、それらの事務の処理については、教育委員会もしくは教育長に委任されているんだということですよ。

子ども・教育部長 子育て施策にかかわる、例えば施設の設置だったり、条例制定権、規則の制定権は、基本的に教育委員会には委任されていないくて、区長の中には残ったままだということです。

市川委員 そんなことを聞いているのではないです。教育委員会あるいは教育長に委任されている内容がこういうことなんてよろしいのかと聞いているんです。委任されていないとかで伺っているわけではないです。

子ども・教育部長 わかりました。

市川委員 もっと端的に言って、申し上げると、今回の公設公営という問題については、区長の権限なんですか、それとも教育委員会あるいは教育長に委任された権限なんですか。

子ども・教育部長 この権限につきましては、区長の権限だと思っております。その運営手法につきましては、最終的には区長の権限だと認識しております。

すが、具体的に事務を行う教育委員会との密接な連携が必要だと考えます。
 市川委員 その必要だとか必要ではないとかというのは、事実上の問題であって、そういうことを私はお伺いしているのではないんです。
 もう1つ、これはいわゆる住民訴訟の対象ですよ。
 子ども・教育部長 対象であります。
 中川委員長 どういう意味ですか。
 子ども・教育部長 地方自治法に基づく住民訴訟の対象になり、区長の権限事項でございます。
 市川委員 そのときに、区長の責任だということであると、法廷に立つのは区長だということによろしいんですか。
 子ども・教育部長 そういうことです。
 市川委員 ということは、ここで何かを議論するということは、どこに意味があるのか、見えなくなってしまうんですよ。どうでしょうか。
 教育長 今回の件に関しては、基本的な案は、区長が決める、方針を出すということです。それに基づいて、実際、教育長以下がその実現に向けて作業するというのと認識しております。
 市川委員 認識というのではなくて、そういうふうに決まっているということではないんですかね。
 中川委員長 結局、区長が公設公営と決めたことについて、問題がないということですね。
 教育長 そうです。手続的に、教育長がそれを定めるということになっておりませんので、区長が決めたことは、そういうことになります。ただ、実際に事業を進めていくのは、委任されているということで、教育長以下が行っていくということと決まっております。
 中川委員長 手続上、問題ないんでしたら、それはそれで良いと思います。しかし、どんな立場の人でも一番考えなければいけないのは、待機児童が出るということで、待機している保護者が困ることなんですよ。
 今まで待機児童を減らすために、区や教育委員会でいろいろと実施してきましたけども、公設公営というふうの方針変換した場合に、支障が出るか、出ないかということが問題になってくるのではないのでしょうか。
 教育長 今回、新たな方針が示されて、その中で、少し幅を持った言い方をされていますけども、定員数については、それまで考えていた計画よりは少ないわけですから、当然、待機児童ということに関しては、別途、何らかの対策を講じる必要があると考えています。
 中川委員長 とにかく待機児童に影響が出ない形というのを、どのようにとれるかということではないかなと思います。
 市川委員 今の委員長のご発言はもっともなわけですよ。私もそういうつもりで、いろいろ尋ねているつもりです。もし住民訴訟などが起こるようならば、これは裁判というか、どんなことが起こるのかということが憶測されない以上は、何度も議論があるだろうという気がいたします。三番町に仮園舎があり

ますよね。そういう場所が使えるとすれば、100人を超える幼児でも面倒を見ることができるわけですから、それで解消するということもできるんだろうなとは思いますが、それもここで議論したわけではありませんし、見通しを述べられたわけですよね。しかも教育長の答弁によると、要するに特定行政庁が納得していると言わなければいけませんよという話になっていますから。違いますか。

教 育 長
市 川 委 員

はい。

だから、端的に、公設民営だから、公設公営だからということでは、結論の出ない話ではないのかなという気がします。

それと、もう一つ言えることは、これは、私が教育委員の就任を承りましたときに、もう既に公設民営ということで進んできた案件なんですよ。それは、先ほどもはっきりしていないんですけども、教育委員会として委任を受けたんだというのか、教育長がさらに委任を受けたんだと、こういうことに関して、その行政事務というのはどうなんだろうなというのが問題だろうと思ってしまうんですが、強いて言えば、職員のやる気の問題です。ですから、そういうことにも影響するのではなかろうかというようなことも心配の1つなんです。それで、私としては権限の先をはっきりしないで区長に権限が譲渡されているんだから、それでいいんだということには、意見としてまとまりにくいんだろうかなというふうに思って、そこをはっきりしていただきたいと思います。

中川委員長

はっきりするのは、今すぐは難しいと思いますし、今までいろいろ教育委員会の担当の方がやってくださっていたことが、これからどのように生きてくるのかというのは心配であります。

近藤委員

さまざまな意見が出ていますが、私の中でよく整理できない部分があって、何をどう具体的に質問しようかということ迷いつつ話を伺っていました。

ただ、この問題は長い時間が経過しています。その間、いろんな状況が出てきて、「そろそろ決断のときでしょう」という質問になっています。そこで権限を持っている区長がこのような形で決定されたということについて、私ども教育委員会として云々することができない状況であれば、それ以上どうこう言ってもしょうがないことなんだろうなというふうに思っています。

旧教育委員会法から今の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に変わったときに、教育委員会は、教育の専門家ではなくて、素人住民が集まった教育委員会になりました。自治体のさまざまな教育にかかわることを決定していくには非常に負担が大きい。だから、専門家である教育長に教育委員会の事務事項の多くの部分を委任しているという部分に今のものが入っているんだと思っています。教育委員会の所掌事務のどの部分を教育長に委任しているのか、また、区長から権限委任されていないことは何か分かる資料があると、もっと話が進むんだろうなと思っています。それを次回の教育委員会でも結構ですので、示していただくとありがたいなと思っています。

す。

子ども・教育部長 近藤委員 わかりました。

近藤委員 あとは、今、つい先ほど議論になっていました、委員長が口火を切られた、方針転換でもって、区の行政課題としている待機児童ゼロということが可能なかどうかという部分は、私ども教育委員会としてそれなりの意見交換を重ねて、方向性を出し、要望なら要望という形でまた上げていくことは可能なかなと思いつながりながら聞いておりました。

中川委員長 ありがとうございます。

市川委員 あと、ほかに、よろしいでしょうか。

近藤委員 近藤委員がおっしゃったように、きちんとしたものを出して示してもらわないと、議論にも何にもならないのではないかという気がします。

近藤委員 今回の部分なんですけれども、私、何年か教育委員をやらせていただいて、私たち教育委員は何のためにこの議論をしているんですかというようなのが、今まで出てきたことがあるんですね。我々の立場が、どこでどう絡んでいるのかというところが、細かいところまで理解できない部分があるから、議論したってしようがないでしょうというような話も時に出た記憶があるんですね。教育委員会が所掌する事務を、教育長に大多数委任している、それが何なのかということが、はっきりと私どもがつかめると、意見も違った意味から言えると思います。

子ども・教育部長 市川委員 ぜひ、できるだけ早く、そういう資料をお出しいただければありがたいです。

市川委員 はい、わかりました。

市川委員 それと、もし教育長に委任されていることがそんなに多いのであれば、今回の事件も、先ほど伺ったんですけれども、9月27日に初めてそういう方針転換というのを知ったと、こんなことがあっていいのでしょうか。我々が知ったのは、さらにその1週間後ですよ。しかも文書が郵送されてきたわけですよ。

中川委員長 1週間たっているんですよ。そうすると、その間にいろんな説明があつてしかるべきだろうと、これだけ大きな問題なんだからということもあるわけですよ。我々もよく物がわからないというのは、それはそれで仕方がないんだろうって、事務局として諦めてもらって、そういう大きな転換があれば、直ちにそれは教えていただく必要があるんじゃないかと思います。委任されているのは教育長なんですからね。

中川委員長 だから、教育委員会事務局が、教育委員が知る必要がないと、そういうことをおっしゃりたいんなら、それはそれで構わないとは思いますが、やっぱりそういうことはいち早く教えていただく必要があるんじゃないかと思います。

中川委員長 私たちも駆けつけますから、臨時会でも結構ですから、いつでも招集していただければと思います。

子ども・教育部長 大変申しわけございません。

市川委員　それで、公設公営の話というのは今後どういうふう処理していくことになるんですか。

教育長　今回この答弁に、幾つか、方針変更ということで書かれておりますけれども、それをベースに、改めて今回の麴町保育所の件については、計画をつくっていかなければいけないと考えています。まだ区長の方針が示されてから日も余り経っていませんから、その作業をやっておりませんが、その中では課題等も出てくるのかなと思っております。

市川委員　そうすると、今後、それなりに権限がないんだとすれば、議論しても始まらないわけですからね。

教育長　今回のこの子育て推進に関することは、区長から教育委員会、そして教育委員会から教育長に委任されております。私といたしましては、今回の、今後の作業については、教育委員会にご報告し、ご意見をいただきながら進めていきたいと思っております。

中川委員長　区長は早く決めなければいけないということをおっしゃっているわけですから、スピードを持ってやっていただかないと困るということですよ。よろしいでしょうか。

市川委員　よろしくないんです。理屈として納得できないんですよ。要するに、決定者は区長で、区長が公設公営で決められたと考えてよろしいんですね。

教育長　そういうことだと思います。

市川委員　そういうことですね。そうすると、我々が議論するって、一体何を議論するんだということになりますから。具体的な事務というのは、先ほども聞いたように、教育委員会から、さらに教育長に委任しているということになれば、教育長がやらざるを得ない。後で我々は報告を受けるということになるのかなしか思えないんですね。つまり合議制の教育委員会としては、これはもう、非常に言葉が悪いんですけども、教育委員たちは報告を聞いていればいいのよということですよ。ただ、理屈からいうと、そういうことにはならないですよ。報告は承るけれども、決定はされているし、実務処理は、教育委員がやるんじゃないで、その委任を受けた教育長以下が、やるんだということになると。だから、そういうことでいいのかなと思わざるを得ないです。

中川委員長　それは、先ほど近藤先生がおっしゃったように、教育委員が何を決めて、どんな権限があるのかということは曖昧なのかもしれないと思います。それは、次回提示していただくということで、この報告事項は終了させていただきたいと思えます。

指導課長　それでは、指導課長より報告をお願いいたします。指導課事業の進捗状況について。

指導課長　お手元の平成24年度指導課事業の進捗状況について、資料をご覧ください。

指導課長　平成24年度も前半が終わりまして、10月から後半に入ります。そこで、前期の進捗状況ということで、8つほど大きな事業がございますので、そちら

についての進捗状況をご報告させていただきたいと思ひます。

まず、「心の教育の推進」という大きな事業です。

「フレンドシップ・サポート」は臨床心理士が、小学校、中学校に赴いて、ストレスコントロールの手法など体験的なプログラムを実施するものです。これにつきましては、小学校は、1学期末現在、25回実施予定中16回実施しております。中学校につきましては、2・3学期に実施する予定です。

次に、道徳教育の専門講師とした「心の教育コーディネーター派遣」事業です。こちらにつきましては、1学期末現在、小学校4校で、45回中15回実施済み、中・中等教育学校では、14回中2回実施済みでございます。

続きまして、中学校・中等教育学校の2年生を対象にした、高齢者福祉施設等で体験する「社会体験・インターンシップ」でございます。こちらにつきましては、もう既に夏休み中に実施しております、341名が25施設でインターンシップを体験しております。

続きまして、4点目、「親子で学ぶ「情報モラル」」、専門家による親子の講座になるわけですが、9月末現在、26回中の19事業が実施済みでございます。

続きまして、いじめ対策事業の中のクリアファイルのことです。こちらにつきましては、10月上旬、学校に対して児童会・生徒会のほうに取り組みを依頼しているところでございます。今後、各学校で実施する予定になっております。その後、各学校の標語やポスターが決まりましたら、印刷し、クリアファイルを配布する予定です。

続きまして、いじめ対策の相談レターの部分です。こちらのほうにつきましては、大津市の件がありましたので、例年10月にやっていたところなんですけれども、9月に、2学期早々に配布いたしました。そのうち、相談レター4通がありまして、その2通がいじめと思われるものということで、学校と連携し、対応しているところでございます。

続きまして、「スクールライフ・サポーター」です。今年度は、新規6名を含め18名を全小学校に配置しているところでございます。7月に連絡会を実施しております。なお、1名が、自分の一身上の都合ということで辞退をされる予定になっております。

続きまして、大きな事業の2つ目、「国際教育の推進」でございます。

「中学国際教育」、いわゆるALTの派遣でございます。こちらのほうは、麴町中学校が、1学期末250時間、神田一橋中学校が、1学期末40時間の実施になっております。かなりの数字の差がございますが、神田一橋中学校においては、ALTの都合により、勤務ができなかったという状況がありまして、時間数が少なくなっているところでございます。

続きまして、「中学生海外派遣・受入」、いわゆるウェストミンスター市との交流事業ですけれども、3.11の東日本大震災以降、連絡が途絶えているという状況で、こちらからも発信しているんですが、向こうから返事がいただけないというような状況で、頓挫しているところでございます。

次に、10番目、「幼児・児童国際教育」。こちらは、幼稚園・こども園・小学校にALTを派遣するという事業でございます。1学期末で3人のALTを704時間派遣しております。保育園につきましては、9月末現在で10回実施しております。

続きまして、「小学校英語活動コーディネーター派遣」、英語活動の支援をしていく専門家の派遣でございます。こちらは、1学期末で、全31回中13回実施済みでございます。

続きまして、大きな事業の3つ目、「特色ある教育活動」です。

「特色ある教育活動」につきましては、全94事業中、実施済み、実施中、合わせて38事業が行われております。

続きまして、「スペシャリスト連携講座」でございます。こちらは全事業中、実施中が2事業でございます。

続きまして、「部活動の推進」、こちらは全14事業中、実施中が11事業となっております。

続きまして、大きな事業の4点目、「健康・体力向上・食育の推進」で、「健康・食育・体力向上プラン」でございます。こちら専門家を派遣するものですけれども、幼稚園・こども園に関しましては、1学期末段階で、実施済み8事業、実施中7事業でございます。小学校は、71事業中、1学期末が、実施済み20事業、実施中が3事業でございます。中学校・中等は、18事業中、実施済み3事業、実施中5事業でございます。

続きまして、「体力・運動能力調査」につきましては、小・中・中等において、東京都の調査を1学期中に実施してございます。9月中に速報値、個人票を各学校に返却しているところでございます。なお、保育園・幼稚園・こども園は、2学期にこの評価を実施する予定でございます。

続きまして、大きな事業の5つ目、「きめ細かな指導の推進」の「理科支援員配置」につきましては、年間2,160時間配置予定のところ、1学期末396時間実施しております。

続きまして、「達成度調査」につきましては、前にもご報告しましたとおり、既に1学期中に実施しております。今現在は、その達成度調査等の課題をもとに指導改善プランを作成し、学校ホームページに公表しているところも既にごございます。まだ、学校と指導課で調整中のところもございます。

続きまして、大きな事業の6つ目で、「中学校土曜学習教室」です。こちらのほうは、1・2年対象が、麴町中学校、14回中、9月末現在で6回実施、同じく神田一橋中学校は、20回中9回実施でございます。そして、早稲田アカデミーが実施しております2・3年生対象のほうは、麴町中学校が、年間30回中、9月末現在、3年生対象で11回実施でございます。神田一橋中学校も同じく、30回中10回実施でございます。

続きまして、大きな事業の7つ目で、「防災教育の推進」でございます。こちらのほうにつきましては、小学校が防災学習施設での体験的な学習、中学校・中等では救命救急講習会を受けるというものでございます。小学校に

つきましては、9月末現在で、1校、2学期中に実施するのが4校、3学期に実施するのが、小学校3校、中学校・中等教育学校につきましては、3学期に救命救急講習会を実施するというものでございます。

最後に、大きな事業の8つ目、「個に応じた指導の充実」でございます。

「発達支援アドバイザー」、いわゆる臨床心理士の専門家を派遣して、子どもたちの様子を見るというものですが、これは、保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校・中等教育学校に17名のアドバイザーを、年間932回、時間で言いますと、1,864時間派遣予定中、8月末現在は611時間実施済みでございます。

最後に、「学校生活サポート」につきましては、特別支援教育指導員が15名、学習・生活支援員は31名配置しているところでございます。なお、進捗状況の月が違っていたりだとか、若干しますけれども、こちらのほうの把握の段階で、支払いの状況だとかいろいろ、そういったところから進捗状況をご報告させていただいておりますので、時期が若干ずれていることはご容赦いただければと思います。

以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

ご質問、ご意見、お願いいたします。

古川委員

九段中等学校が入っていない事業があるんですが、例えばALTの外国人講師の派遣とかスペシャリスト連携講座などですが、それはどうして別になるのでしょうか。

指導課長

まず、ALTの派遣につきましては、九段中等教育学校には外国人の特別免許を有した教員がおりますので、派遣はしていないということです。

それともう一つ、スペシャリスト連携講座につきましては、在来中学校の特色化を図るという意味で、九段中等学校は特には行っておりませんが、キャリア教育講演会というような、九段中等独自の事業を実施しているところもありますので、こちらのスペシャリスト連携講座と同等なものをしていないというものではございません。

古川委員

あと、いじめの相談レターで、いじめと思われるもので対応してくださっているということなのですが、4通あったうちのいじめ以外のものは、教育委員会事務局としての対応は、基本的にお手紙で返事をしている形なのでしょうか。

指導課長

まず、基本的には、手紙でお返事を書くという対応をとらせていただいております。いじめと思われるもの以外の2通なんですけれども、1通は明らかに子どものなぐり書きで、いたずらと思われるものと私どもで理解し、学校でも確認をしていただいて、いじめではないと認識したものが1つ。それと、もう一つは、こちらはいじめというよりも、家の中の問題を相談してきたということですので、これはこれでまた別件の対応をしているところでございます。

中川委員長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。
(「なし」の声あり)

◎日程第2 その他

- 中川委員長 それでは、ほかにはないようですので、報告事項に入りたいと思います。
各課長より報告をお願いいたします。
それでは、各課長からは特にないようですので、教育委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。
そう言えば、教育委員会事務局の方が被災地に視察にいらしたということなんですけど、九段小学校の学校だよりに出ていたんですけども、どなたがいらっしゃったんですか。
- 指 導 課 長 教育委員会の事務局の職員と校長が、東京都教育委員会主催で被災地の様子を見てくるという研修に、千代田区としましては、代表して山本指導主事が出席をさせていただいております。それで、9月早々の副校園長会で、伝達講習会というような形で、被災地の様子、あるいは今後対応していかなければならないような視点というものを講習したところです。
- 中川委員長 ありがとうございました。
ほかにはいかがでしょうか。もし特にないようでしたら、本日の定例会は以上をもって閉会いたしたいと思います。
どうもありがとうございました。